

判定の基準とその運用指針（歯学教育評価）

2025年4月22日策定

2025年12月8日改訂

1. 判定の基準

本基準に適合しているか否かの最終的な判定は、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行う。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、歯学教育（学士課程）としての質に重大な問題があると判断された場合、本基準に適合していないと判定されることとなる。

※「是正勧告」＝必ず是正することが求められる重大な問題

（「歯学教育に関する基準」）

2. 運用指針

基本

（1）判定

歯学教育（学士課程）としての質に重大な問題があるか否かの判断は、以下を指針とする。

- ・「是正勧告」が下記の何れかに該当し、歯学教育（学士課程）としてふさわしい教育の水準及び質の確保を困難にしている場合、重大な問題があると判断する（法令事項に限らない）。
 - ① その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
 - ② その問題によって、当該歯学教育（学士課程）の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
 - ③ 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や歯学教育（学士課程）の運営等に与える影響が大きい。

運用にあたっての留意点

「是正勧告」に該当する事項や、さらにその中から重大な問題とすべき事項をあらかじめ全て指針化することは困難であり、事例ごとの判断が必要となる。ただし、大学設置基準上必要となる専任教員数等の不足については、重大な法令違反であり、かつ運用上の留意点があらかじめ明確にできるため、以下のとおり定める（基幹教員制をとる大学については、「専任教員」を「基幹教員」と読み替える）。

《指針》

- ・歯学教育（学士課程）として大学設置基準上必要となる専任教員数、教授数を満たしていない場合、「是正勧告」とし、歯学教育（学士課程）として重大な問題が認められると判断する。

《基幹教員制をとる場合の追加事項》

- ・歯学教育（学士課程）の必要基幹教員数の4分の3以上は、「専ら当該大学の教育研究に従事するもの」であり、当該歯学教育（学士課程）でしか算入できない。実態として要件に合う教員が4分の3以上いない場合は、「不適合」と判定する。

《判断対象となる時点》

- ・評価実施年度の状況とする。なお、評価結果に反映する内容は、原則として実地調査時までの事実に限られるが、専任教員数等の不足については、大学の状況により、評価実施年度2月ないし3月の本協会の指定する日までの状況を考慮できるものとする。

《教員不足における「改善」の判断》

- ・明確な人事計画のもと適切な採用プロセスを経て着任につなげた事実をもって数を満たしたものとする。
- ・ここでいう「着任」には、評価実施翌年度4月1日までのいずれかの日を起点とする専任教員としての雇用契約が交わされたと客観的に確認される場合を含む。すなわち、雇用関係の成立を証しうる事実があれば、着任日が到来していなくても「着任の事実」があると判断する。

《例外》

- ・専任教員数等の不足について、不慮の事故その他の突発的な理由によって生じたものであって、歯学教育（学士課程）に問題を帰しえない場合は、「不適合」としないこともある。

以 上